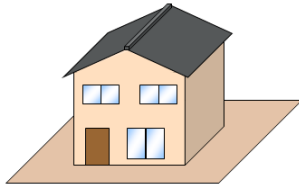


安曇野市景観条例の手続きについて（建築）

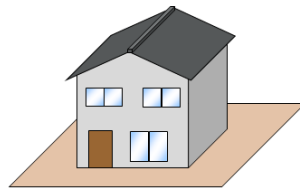
○届出対象について

次の行為を行う場合には、着手前に景観条例に基づく届出を提出することが義務付けられています。また、その内容が景観計画の基準（屋根・外壁の色や建物配置など）に適合する必要があります。基準の内容については、安曇野市HPをご覧くださいか、建築景観係へお問い合わせください。



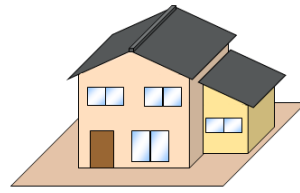
新築

建築面積10㎡超



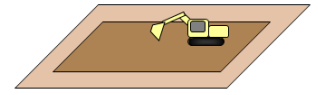
塗装

塗装面積25㎡超



増築

増築面積10㎡超



土地形質の変更

面積300㎡超

○手続きについて

①届出書の提出

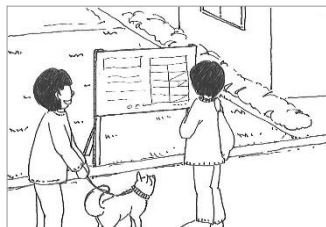


○次の書類を正本・副本の2部提出してください。

- ①届出書（様式第1号）
- ②チェックシート（行為の内容及びエリアに応じた様式）
- ③位置図（＝案内図、縮尺2500分の1程度）
- ④配置図（縮尺100分の1程度）
- ⑤立面図（着色、またはマンセル値により色を示すこと）
- ⑥現況写真（2方向（＝2枚）以上）
- ⑦委任状（届出者が届出する場合は不要）

※届出書・チェックシートは、市窓口かHPから入手できます。
※全ての書類について、押印を省略することができます。

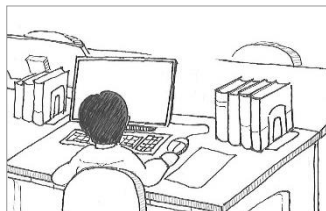
②標識の設置



○現場に標識を設置し、設置写真を提出してください。

- ・届出提出後7日以内に、見やすい場所に設置してください。
- ・標識の内容及び設置状況が分かる写真を、持参、郵送、又はメールで提出してください。（届出書提出時の提出も可）
写真提出が難しい場合等は、職員が現地確認を行います。

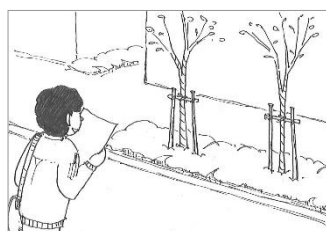
③短縮通知の交付



○届出内容に問題がなければ、短縮通知書を送付します。

- ・短縮通知が交付されるまでは、工事に着手できません。

④行為完了届の提出



○工事完了後に、行為完了届・完成写真を提出してください。

- ・届出した行為が完了したら、速やかに「景観計画区域内における行為の完了届出書」及び「完成カラー写真（2方向以上・複数枚）」を持参、郵送、またはメールにより提出してください。
- ・写真の提出が難しい場合等は、職員が現地確認を行います。

お問合せ先：

安曇野市役所 建築住宅課 建築景観係 〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地
電話：0263-71-2242 FAX：0263-72-3569 Mail：keikan@city.azumino.nagano.jp